

平成 25 年度に実施したエコマーク認定商品に係る 「基準適合試験調査」および「現地監査」結果のお知らせ

平成 26 年 8 月 8 日
公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク事務局が平成 25 年度に実施した基準適合試験調査および現地監査の結果について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 基準適合試験調査

本試験調査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、平成 21 年度より導入した制度です。エコマーク認定商品のうち任意抽出した製品について、認定基準に係る試験を当協会が第三者試験機関に試験を依頼し、エコマーク認定基準への適合を確認します。なお、必要に応じて現地監査による追加確認等を行う場合があります。

【平成 25 年度に実施した基準適合試験調査の概要】

- (1) 調査対象 : エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品」、No.118「プラスチック製品」および No.128「日用品」において認定の 36 社 40 商品^{注1}
- (2) 試験項目 : ①エコマーク表示の確認^{注2}
②有害物質に関する試験^{注3}
認定基準は、別紙のとおり

注 1 : エコマーク事務局が独自に市場から購入。

注 2 : 目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

注 3 : 試験項目は、認定基準から選定。

(3) 調査結果 :

上記試験の結果は、以下のとおりです。

①エコマーク表示について

すべて適正で、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。なお、6 社 7 製品において、表示の登録などに関する誤りが発見され、是正手続を行いました。

②有害物質に関する試験について

スクリーニング分析として、主部品（単一部材にて構成される製品は製品全体）において有害物質に関する含有試験を行いました。その結果、すべて適正で、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

2. 現地監査

本現地監査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、毎年実施している制度です。昨年度の監査結果について、以下のとおりお知らせします。

【平成 25 年度に実施した現地監査の概要】

- 監査対象 : 36 社 81 商品
- 監査内容 : エコマーク商品の基準適合状況の確認（認定審査後における原材料、再生材料などの配合割合や製造加工工程などの仕様変更の有無。追加・変更手続き要否など、エコマーク商品の製造・管理体制。エコマークの適正表示など）、および出荷・管理体制などの確認を行いました。
- 監査結果 : 現地監査の結果、すべての商品において、エコマーク認定基準への適合が確認されました。

以上

本件に関するお問い合わせ
エコマーク事務局
総務・契約監査課長 相原
担当 佐野
TEL: 03(5643)6255

エコマーク商品類型No.112「文具・事務用品version1.X」

(23) 製品は法令および業界自主基準等で定められている重金属などの有害物質を含まないこと。

【証明方法】

製品（全ての添加剤・色材を含む）に該当する有害物質が含まれないことを示す、第三者機関もしくは自社などによる試験結果を提出すること。製品の有害物質については、88/378/EEC EN71-3などに定める有害物質の要件を満たすこと。

なお、再生材料についてのみ上記試験を行った場合は、上記試験結果に加え、新たに処方したプラスチック添加物およびプラスチック色材やバージン材料について、それぞれ以下の条件を満たす原材料供給者および成型加工事業者の発行する証明書を提出すること。

① プラスチック添加物として、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従っていること。

② プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量についてポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

また、すべての原材料（再生材料も含む）について、処方したプラスチック添加剤およびプラスチック色材が全て明らかな場合は、回収される前のバージン材料まで遡った原材料供給者および成型加工事業者すべてにおける証明書類でも可とする。

エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品version2.X」

(8) 製品の処方構成成分としてカドミウム、鉛、六価クロム、水銀およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

(11) 製品全体（金属・紙などの他材料は除く）から溶出する化学物質について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第三に挙げられたカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ベンゼン、セレンの8項目に関する溶出量を満たすこと。ただし、IS08124-3（一致規格：88/378/EEC EN71-3）の溶出試験を実施し、その結果を報告する製品においては、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンについて、重ねて試験を実施する必要はない。

【証明方法】

製品が、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること

エコマーク商品類型No.128「日用品version2.X」

(19) プラスチックは、法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物質などを処方構成成分として含まないこと。

プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。

プラスチック色材として、重金属の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

【証明方法】

原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

食器(29) 食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

台所用品等(34) 飲食器（中略）器具は、食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第2号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。